

安全管理規程実施細則

(作 業 基 準)

昭和 5 4 年 1 月 1 日

(改正 平成 18 年 10 月 1 日)

(一部改正 平成 25 年 11 月 27 日 港客第 72 号)

博多湾内観光航路

目 次

第 1 章	目 的	・ ・ ・ ・	1
第 2 章	作業体制	・ ・ ・ ・	1
第 3 章	危険物等の取扱い	・ ・ ・ ・	2
第 4 章	乗下船作業等	・ ・ ・ ・	2
第 5 章	旅客の遵守事項等の周知	・ ・ ・ ・	5

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、博多湾内観光航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 (1名) |
| ② 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し | 綱取係 (1～2名)
(旅客係兼務可) |
| ③ 乗船待機中の旅客の誘導 | 旅客誘導係 (1名)
(旅客係兼務可) |

(2) 船内作業

- | | |
|--------------|------------|
| ① 乗下船する旅客の誘導 | 船内旅客係 (1名) |
|--------------|------------|

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導及び乗降用設備の操作
- (2) 船舶の離着桟時における解らん、係留作業
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を運航管理者に報告する。
 - (2) 運航管理者は、報告のあった当該危険物の運送が法令等に適合しないときは、運送の引き受けを拒絶しなければならない。
 - (3) 運航管理者は、報告のあった当該危険物の運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船長は船内作業指揮者に連絡する。
- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
- (1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告する。
 - (2) 運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送の拒絶又は一定の条件を付して運送を引受けるかを判断して陸上作業指揮者に指示する。ただし、運送を引受ける場合であっても、原則として客室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立会のもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 旅客誘導係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着栈作業等により危害を受けないよう、旅客乗降用通路の遮断を行い、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として離栈10分前から乗船を開始する。

2 船内作業指揮者は、船内旅客係員に指示して、乗客開始時刻までに旅客乗降用設備を架設し、安全を確認した後、陸上作業指揮者に乗船準備完了の合図をする。

3 陸上作業指揮者は、可動橋及び栈橋等の安全を確認し、乗船開始時刻になったとき、旅客誘導係員に旅客の乗船を開始するように指示する。

4 旅客誘導係員は、旅客乗降用通路の遮断を解き、旅客を船舶に誘導する。

5 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導し、船内旅客係員は乗船口から船内に誘導する。

6 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に報告する。

(離栈準備作業)

第8条 陸上作業指揮者は、出港時刻となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、旅客誘導係員に指示して旅客乗降用通路を遮断し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。

2 船内作業指揮者は、船内旅客係員に指示して旅客乗降用設備を収納し、離栈準備作業の完了を船長に報告する。

(離栈作業)

第9条 陸上作業指揮者は、離栈準備作業完了後、綱取係員を所定の位置に配置し、見送り人等が離栈作業により危害を受けないよう退避させ、栈橋上の状況が離栈に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、旅客誘導員に指示して適切な時機に発航ベルを鳴らさせる。

2 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認し、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障がないことを確認のうえ、陸上作業指揮者に合図し、陸上作業指揮者は綱取係員に指示して迅速かつ確実に係留索を放させ慎重に離栈、出港する。

(船内巡視)

第 10 条 船長は、船内を巡視する者（以下「船内巡視員」という。）を定めて、別紙船内巡視要項に定める要領により船内巡視を実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、船内巡視員に指示して、臨時に前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着栈準備作業)

第 11 条 運航管理者は、船舶の着栈時刻 5 分前までに陸上作業指揮者に対し、着栈準備作業の開始を指示する。

2 陸上作業指揮者は、船舶の着栈時刻 2 分前までに綱取係員を配置し、着栈準備を行う。

(着栈作業)

第 12 条 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速かつ確実に綱取り作業を実施する。この場合陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速かつ確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第 13 条 船長及び陸上作業指揮者並びに運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並びに栈橋及び可動橋の保安に十分留意する。

(旅客の下船)

第 14 条 船長は、船体が完全に着栈したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開始を指示する。

2 船内作業指揮者は、船内旅客係員に指示して旅客乗降用設備を架設する。

3 船内作業指揮者は、旅客の下船に支障のないことを確認した後、船内旅客係員に指示して旅客を誘導し下船させる。

(下船の終了)

第 15 条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、旅客誘導係員に指示して通路を遮断する。

2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の下船完了後、その旨及び異常の有無を船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第16条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第17条 船長は、旅客が乗船している間、適宜の時間に次の事項を放送等（船内放送その他の方法を含む。）により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
 - (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
 - (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等。）
 - (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
 - (5) その他旅客が遵守すべき事項
- 2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。

別紙

船 内 巡 視 要 領

船内巡視は、下記事項により実施するものとする。

- (1) 乗客が誤って海中に転落するような事はないか。
- (2) 乗降口のドア・チェーンの状態に異常がないか。
- (3) 子供の一人遊びはないか。
- (4) 行動に不審な者はないか。
- (5) 輸送貨物に荷くずれ等がないか。
- (6) その他、福岡市営渡船安全管理規程に違反する者はないか。